

平成31年2月5日

報道各社 様

連絡先 伊達市 財務部税務課 担当：岡崎 和也 電話 024-575-1138

事案名	上場株式等の配当所得等に係る市民税・県民税の課税誤り
事案の内容	<p>上場株式等の配当所得等については、平成15年度の地方税法改正により、市民税・県民税の納税通知書送達前に確定申告書が提出された場合にのみ、市民税・県民税の税額算定に配当所得等を算入するとされていますが、本市においては納税通知書発送後に提出された確定申告書の配当所得等金額についても、税額を算定する際に誤って算入していました。</p> <p>これは、この1月24日付で出された総務省自治税務局からの事務連絡に基づき、現年度を含め過去の上場株式等に係る配当所得等の対象者の状況税額計算の状況について再確認を行った結果、次のとおり誤りがわかったものです。</p> <p>市民税・県民税が減額になる方…5人（6件） 71,600円(還付)</p> <p>内訳 平成26年度 3件 37,200円 平成27年度 2件 13,300円 平成29年度 1件 21,100円</p>
初動対応	対象者にお詫びとご説明を申し上げるとともに、税額の更正決定通知書をお送りし、速やかに還付手続きを進める予定としております。
今後の対応	税制改正に伴う法令等の解釈に当たっては、関係機関への確認を確実に行うとともに、職員の専門知識の習熟に努め、法令に基づいた適正な賦課事務に努めます。